

経 第 9 5 3 号
令 和 7 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	北犬飼(北) (茂呂、白桑田、深津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の耕作率は、地区全体で約3割弱となっている。
- ・茂呂地区は市街化区域・工業専用地域が多いことや、一部の地域で段差や道路などの条件が悪いことなどから農地の集積・集約化が思うように進んでいない。また、農業から人が離れてしまう状況である。
- ・白桑田地区は住宅団地を境に、東西に分かれる。東側は宇都宮市に隣接しており、宇都宮市民が保有している農地もあるが、畑地が多く、一部で放棄地となっているところも見受けられる。西側は今後、圃場整備事業が始まる予定だが、地区内に高齢者が多いが、農業者自体は少ない。担い手の数も少ないため、将来の担い手不足が課題である。
- ・深津地区は台風被害で耕作放棄地が多少見受けられるものの、圃場整備されているところはおおむね有効活用されている。規模を大きく営農している担い手もいるが、より一層の集積・集約化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・茂呂地区は、地域性の問題により、耕作条件上、集積・集約が難しい区域もあるが、可能な限り空き農地などについて、地域の担い手を中心に集積・集約化を図っていく。
- ・白桑田地区は、特に西側について、基盤整備が予定されているため、併せて担い手への集積・集約化も図っていく。地域で担い手が少ないことから、不足する場合には地区外からの受け入れについても検討していく。
- ・深津地区は、法人経営体も含め、経営規模の大きい担い手も複数いることから安定した営農が継続できるよう地域の集積・集約化を図っていく。
- ・畑の面積が多いので、畑の整備も検討していく。
- ・そば、露地野菜など単収が高い畑作物の面積拡大を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	561 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	414 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。また、未整備地区については圃場整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的活動組織の成り手不足に取り組んでいく。

⑩補助事業の活用により、スマート農業や大型農業機械の導入を目指す。